

地域クラブ申請に係る質問書に対する回答

	Q (質問)	A (回答)
1	団体の代表者は芦屋市在住ですが、活動拠点が神戸市東灘区となります。市外での活動も可能でしょうか。	市外での活動も可能です。
2	当団体の指導者が現在1名です。今後、指導者を増やす可能性もありますが、指導者の都合で地域クラブの回数が1回か2回が限度になると思いますが、そのような頻度でも可能でしょうか。	地域クラブは、芦屋市地域クラブ活動基本方針の2-7で、複数名で運営する体制を整えることを原則としていますが、活動回数は月1回か2回でも問題はありませんが、活動回数が少ない場合は、年間の活動計画もあわせて参加者に示すようにしてください。
3	募集要項に会費は可能な限り低額との記載がありますが、どのくらいが相場になるのでしょうか。	各クラブには、会費はできる限り低廉になるよう求めています。種目によってかかる費用も異なるので、現時点では、市として会費の上限は設けていません。代表者との面談では、会費等の金額設定の根拠等の説明をお願いする予定です。
4	現在、芦屋市社会教育関係団体として活動しており、中学生の指導も行っていますが、そのまま地域クラブとして申請することはできますか。	芦屋市地域クラブ募集要項の応募資格をすべて満たしている団体であれば、申請することができます。
5	上記の場合、芦屋市社会教育関係団体の会則でよいでしょうか。	社会教育関係団体の会則で構いません。
6	バスケットボールの指導を行う場合、受け入れを男女別とする必要はありますか。男女合同でも可能でしょうか。	合同で指導・運営できる体制が整っていれば可能です。
7	募集要項に「応募の状況により追加募集を行うことがある」とありますが、原則、募集は今回の1回きりということでしょうか。今後、募集は行わないという認識であっていますか。	今回の募集で、生徒のニーズを満たすだけの地域クラブの開設が見込まれるようであれば、追加募集は行いませんが、それが十分でないと判断した場合は追加募集を行います。他市の状況を鑑みますと、再度の募集を行うことになると見込んでいます。
8	今回の募集に手をあげた団体を優先して活動場所を割り振るということはあるでしょうか。例えば、追加募集が行われたときに、そこで手をあげても、活動場所は均等に割り振られますか。	今回の募集で手をあげていただいた団体の希望等はできる限り配慮しますが、追加募集を行うことになった場合は、そこで手を挙げた団体の活動場所も一定、確保しておく必要があることはご理解ください。
9	備品、消耗品についてですが、例えばボールはその中学校で活動する地域クラブが使用するということであっていますか。また、複数団体であれば複数でボールを共用するということですか。	備品、消耗品は、活動場所の中学校の部活動が所有し使用してきたものを、そのまま地域クラブで使っていただく予定です。それで不足する場合は、地域クラブで購入していただきます。複数の団体が、同じ種目を同じ中学校で指導することがないように調整する予定ですが、もし活動場所が重なった場合は、備品・消耗品の取り扱いについては、それぞれの団体と相談させていただきます。
10	会費の上限について、目安はありますか。	各クラブには、会費はできる限り低廉になるよう求めています。種目によってかかる費用も異なるので、現時点では、市として会費の上限は設けていません。代表者との面談では、会費等の金額設定の根拠等の説明をお願いする予定です。
11	活動中に発生した事故などについて、対応、補償などは発生場所の管理者でしょうか。	地域クラブの活動中に発生した事故等についての責任は、そのクラブが負うことになります。地域クラブでのケガ等に対しては、学校で加入しているスポーツ振興センターの保険は適用されませんので、地域クラブに参加する生徒は、必ずスポーツ安全保険に加入することとしています。あわせて代表者や指導者もまた、必要な保険に加入するようにしてください。詳しくは芦屋市地域クラブ基本方針の2-9及び2-17をご覧ください。

12	上記同様、活動場所への行き帰りに発生した事故などについて、対応・補償などについては、どうなるのでしょうか。	地域クラブ参加者の移動中の事故・トラブルの責任もそのクラブが負うことになります。参加者が自転車で移動する場合は、自転車保険に必ず加入するようご指導ください。詳細は、芦屋市地域クラブ基本方針の2-13及び2-17をご覧ください
13	地域クラブに対する補助金の支給はありますか。	地域クラブの立ち上げや運営に対して、現在のところ、市からの補助金の支給はありません。
14	月間の活動日数に決まりはありますか。また、どの程度の頻度が望ましいでしょうか。月1回でも可能でしょうか。また夏季・冬季など季節による活動日数の変更は可能でしょうか。	地域クラブの月間の活動日数についての決まりはありません。月1回の活動になる場合や、季節によって活動日数が変わる場合は、参加者には年間の活動予定も合わせて示すようにしてください。
15	土日祝日の活動は可能でしょうか。	土日祝日の活動は、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とし、活動時間は9時から17時までの間で長くても3時間程度と定めています。また、中学校の定期考査前や学校行事当日やその前後は、参加者の実情に応じて活動を考慮するものとしています。詳しくは、芦屋市地域クラブ基本方針の2-10をご覧ください。
16	有料施設を利用する場合、別途生徒負担（基本活動費に追加）とすることは可能でしょうか。また、生徒負担の上限額はどの程度を想定されているのでしょうか。	有料施設の使用料は、活動に必要な費用として、参加者から徴収できます。常時、有料施設を利用する場合は、基本活動費に含めてください。臨時的に有料施設を利用する場合は、別途徴収しても差支えありません。生徒の負担の金額の上限額は、現時点では決めていませんが、会費等の金額設定の根拠は、今後の代表者との面談で説明させていただきます。
17	芦屋市の会議室や公共施設を借りることは可能でしょうか。	芦屋市の公共施設において貸室として設定されている部屋は、空きがあれば、各団体の責任者が所定の申し込み手続きを行うことで、借りることはできます。ただし、地域クラブの活動であっても、会議室や公共施設を定期的に、また優先的に使用できるということにはなりません。また、使用料金の減免措置もありません。なお、市役所の会議室は貸室ではありませんので、利用できません。
18	芦屋市以外での活動は可能でしょうか。	市外に地域クラブの活動拠点を置いて活動することは可能です。
19	他市の同種クラブとの合同活動は可能でしょうか。（例、神戸市との合同活動）	クラブとしての活動の進め方や会費の使途等が保護者にきちんと説明され、理解が得られるものになっているのであれば、他市の同種目のクラブと共同して活動することは、問題ありません。
20	取引先メーカーからの協賛を受けて活動することは可能でしょうか。	可能ですが、参加者やその保護者が、協賛企業から過剰な宣伝活動や協力依頼を受けることがないように、配慮してください。
21	臨時的に外部の方をコーチとして依頼することは可能でしょうか。	活動の充実を図るために、臨時的に外部の方をコーチとして招くことは可能です。
22	地域移行のスケジュールが、部活終了後となっていますが、現小学6年生が入学する来年4月から新体制でスタートをしても良いのですか。	活動場所が確保できている場合は、先行して来年4月から新体制で活動をスタートさせることは可能です。ただし、市内の公立中学校施設の使用を希望される場合は、学校部活動の終了後にスタートしてください。

23	現中学2年生は、現中学3年生とともに部活動終了までと思います が、クラブ展開のクラブと共同で展開しても良いですか。	地域クラブとして独立した会計処理や運営が行われていることに加えて、活動の進め方や会費の使途等が保護者にきちんと説明され、理解が得られるものになっているのであれば、問題ありません。
24	平日の練習開始が18時として、中学校の体育館を使用させていただく場合、開始時間に指導者が間に合わない場合は、指導者が来てから体育館を開けて練習しないといけないという決まりがありますか。最初は生徒のみで、後から責任者（指導者）が来る場合に先に生徒だけで練習を開始することは可能でしょうか。	活動を行うには、必ず、指導者か指導者の指示を受けたクラブのスタッフ（大人）がその場についていることが条件になります。指導者の到着が遅れる場合は、クラブのスタッフ（大人）がその場にいれば練習を開始できますが、そうでない場合は、生徒だけの練習はできないとご理解ください。
25	中学校体育館にて、他チームを招いての練習試合は可能でしょうか。	可能です。その場合は、事前に施設使用についての調整が必要になります。手続きの詳細については、今後、定めていきます。
26	指導を希望する教員も参加可能とありますが、勤務校での活動も可能なのでしょうか。神戸市のように勤務校での活動は除外なの でしょうか。	指導を希望する教員は、勤務校での活動も可能としています。
27	土日3時間までの活動が目安となっていますが、宿泊を伴う遠征も他の日の調整すれば可能でしょうか。その場合、1カ月間でその調整を行うのか、週間で管理するのか、その単位は決まっているのでしょうか。	宿泊を伴う遠征などについては、実施するかどうか、また、実施した場合の活動日や活動時間をどう振り替えていくのかもクラブが判断することになります。
28	基本方針に沿った活動が行われているかどうかを、定期的に確認することはされませんか。	定期的な確認は予定していませんが、基本方針に沿った活動が行われていない、またその疑いが生じた場合は、芦屋市・芦屋市教育委員会が調査し、必要に応じて指導します。
29	子どもが同種目の複数クラブを選択することは可能なのでしょうか。	活動に無理なく参加できるのであれば可能ですが、それぞれのクラブには必ず事前にご相談ください。
30	地域クラブに参加する子どもたちの居住場所には、どこまでの制限がかかるのでしょうか。（例えば県内まで等）	本市では、地域クラブに参加する子どもたちの居住場所には制限を設けていませんが、子どもの負担や安全面は考慮する必要があると考えています。クラブによっては、受入れの条件として、活動場所までの移動時間に制限を設けることはあります。
31	私立中学校に通学している市内外の子どもたちも、兵庫県内であれば参加可能なのでしょうか	私立中学校の生徒も、無理なく活動に参加できるのであれば、参加は可能です。ただし、子どもの負担や安全面を考慮して、クラブによっては受入れの条件として、活動場所までの移動時間に制限を設けることはあります。
32	オフシーズンには最低の期間、頻度はあるのでしょうか。（最低2週間、年2回など）	基本方針では、ある程度の休養期間を設けることを定めていますが、どのくらいの期間や頻度で設けるかは、そのクラブの判断になります。
33	現在、コムスクの中で中学生も受け入れて一緒に活動しています。地域クラブに申請した場合、中学生の活動だけの会計報告を別に作成しないといけないのでしょうか。	それぞれの団体で会計報告が行われているのであれば、中学生の活動だけを切り取った会計報告は必要ありません。ただし、中学生の保護者から会費の使途についての質問があった場合は、説明できるようにしておいてください。
34	中学校を活動場所とした場合、指導者等が車を学校に停めることはできますか。	精道中学校は、平日は地域クラブの指導者用の駐車スペースの確保が難しいので、バイク、自転車、徒歩での移動をお願いすることになります。土曜日、日曜日は職員用の駐車スペースが空きますので、そこをご利用いただけます。山手中、潮見中は、平日も車の駐車は可能ですが、台数に限りがあります。駐車場は学校が指定する場所をお願いします。